

議案第 4 4 号

ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例制定  
について

ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 3 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

ひたちなか市立保育所設置及び管理条例（平成6年条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表ひたちなか市立那珂湊第二保育所の項を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

ひたちなか市立保育所設置及び管理条例新旧対照表

旧		新		備考
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
名称	位置	名称	位置	
ひたちなか市立東石川保育所	ひたちなか市大字東石川1475番地	ひたちなか市立東石川保育所	ひたちなか市大字東石川1475番地	
ひたちなか市立つだ保育所	ひたちなか市大字津田1950番地の1	ひたちなか市立つだ保育所	ひたちなか市大字津田1950番地の1	
ひたちなか市立那珂湊第一保育所	ひたちなか市西十三奉行13214番地の2	ひたちなか市立那珂湊第一保育所	ひたちなか市西十三奉行13214番地の2	
ひたちなか市立那珂湊第二保育所	ひたちなか市平磯町304番地			
ひたちなか市立高野いろは保育所	ひたちなか市大字高野216番地の1	ひたちなか市立高野いろは保育所	ひたちなか市大字高野216番地の1	